

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。
 障害福祉サービス等事業所票：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

	基本票		詳細票		5) 回収率 (%)
	1) 施設・事業所数	2) 集計施設・事業所数	3) 回収施設・事業所数	4) 集計施設・事業所数	
施設票					
生活保護法による保護施設	295	291	228	225	97.0
老人福祉法による老人福祉施設 6)	5 386	5 334	5 062	5 026	94.0
障害者総合支援法による障害者支援施設等	5 983	5 951	5 401	5 376	90.3
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	325	322	320	318	98.5
売春防止法による婦人保護施設	48	47	48	47	100.0
児童福祉法による児童福祉施設	35 029	34 462	29 807	29 565	94.0
（再掲）保育所	24 717	24 509	23 121	22 992	93.5
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	61	59	58	56	95.1
その他の社会福祉施設等	15 050	14 841	12 668	12 541	87.1
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 686	9 632	8 525	8 495	88.0
障害福祉サービス等事業所票					
障害福祉サービス等事業所	53 876	53 291	44 165	43 834	82.0

注： 1) 施設・事業所数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。
 2) 集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。
 3) 回収施設・事業所数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。
 4) 詳細票の集計施設・事業所数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。
 5) 回収率(%)＝「回収施設・事業所数 3)」÷「施設・事業所数 1)」×100により算出している。ただし、詳細票の調査を実施していない次の施設を除いている。
 ① 保護施設のうち医療保護施設(60施設)
 ② 児童福祉施設のうち助産施設(471施設)及び児童遊園(2,855施設)
 ③ その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設(512施設)
 6) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。
 7) 施設の種別別内訳は25ページ参考表第1表を参照。

3 調査の時期

平成 26 年 10 月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

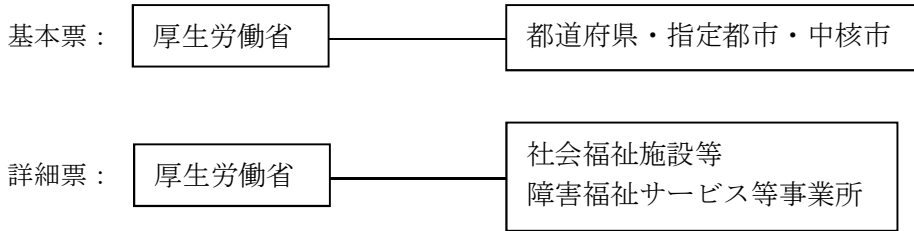
事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統



※ 平成 20 年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成 20 年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。

※ 平成 21～23 年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

※ 平成 24 年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	…
表章単位の 1/2 未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設	売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設 児童福祉法による児童福祉施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 障害児入所施設(福祉型) 障害児入所施設(医療型) 児童発達支援センター(福祉型) 児童発達支援センター(医療型) 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小児児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園	その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 へき地保育所 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム(ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型) 老人福祉センター(B型)	障害者総合支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム	障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援(地域移行支援)事業所 地域相談支援(地域定着支援)事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所	
身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター(A型) 身体障害者福祉センター(B型) 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設	母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設 母子福祉センター 母子休業ホーム		

参考表

第1表 施設の種別別調査対象施設数

平成26年10月1日現在

	基本票		詳細票			基本票		詳細票	
	施設数 1)	集計施設数 2)	回収施設数 3)	集計施設数 4)		施設数 1)	集計施設数 2)	回収施設数 3)	集計施設数 4)
総 数	62 177	61 307	53 592	53 154					
保護施設	295	291	228	225	児童福祉施設	35 029	34 462	29 807	29 565
救護施設	183	183	177	177	助産施設	471	393
更生施設	20	19	20	19	乳児院	133	133	132	132
医療保護施設	60	60	母子生活支援施設	250	243	243	241
授産施設	21	18	20	18	保育所	24 717	24 509	23 121	22 992
宿所提供施設	11	11	11	11	(再掲) 幼保連携型認定こども園 ⁵⁾	675	674	625	625
老人福祉施設	5 386	5 334	5 062	5 026	(再掲) 保育所型認定こども園	184	184	170	170
養護老人ホーム	957	952	919	917	児童養護施設	603	602	591	590
養護老人ホーム(一般)	906	901	870	868	障害児入所施設(福祉型)	276	276	261	261
養護老人ホーム(盲)	51	51	49	49	障害児入所施設(医療型)	207	207	182	182
軽費老人ホーム	2 250	2 250	2 117	2 117	児童発達支援センター(福祉型)	453	453	420	420
軽費老人ホーム A 型	209	209	207	207	児童発達支援センター(医療型)	111	111	102	102
軽費老人ホーム B 型	17	17	17	17	情緒障害児短期治療施設	38	38	38	38
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 989	1 989	1 861	1 861	児童自立支援施設	58	58	57	57
都市型軽費老人ホーム	35	35	32	32	児童家庭支援センター	99	99	99	99
老人福祉センター	2 179	2 132	2 026	1 992	児童館	4 758	4 598	4 561	4 451
老人福祉センター(特 A 型)	255	250	238	236	小型児童館	2 843	2 703	2 711	2 611
老人福祉センター(A 型)	1 470	1 435	1 370	1 344	児童センター	1 798	1 787	1 742	1 735
老人福祉センター(B 型)	454	447	418	412	大型児童館A型	17	17	17	17
障害者支援施設等	5 983	5 951	5 401	5 376	大型児童館B型	4	4	4	4
障害者支援施設	2 614	2 612	2 451	2 449	大型児童館C型	1	1	1	1
地域活動支援センター	3 213	3 183	2 803	2 780	その他の児童館	95	86	86	83
福祉ホーム	156	156	147	147	児童遊園	2 855	2 742
身体障害者社会参加支援施設	325	322	320	318	母子福祉施設	61	59	58	56
身体障害者福祉センター	164	163	160	159	母子福祉センター	57	56	54	53
身体障害者福祉センター(A 型)	36	36	36	36	母子休養ホーム	4	3	4	3
身体障害者福祉センター(B 型)	128	127	124	123	その他の社会福祉施設等	15 050	14 841	12 668	12 541
障害者更生センター	6	5	5	5	授産施設	71	71	66	66
補装具製作施設	18	17	18	17	宿所提供施設	299	296	269	267
盲導犬訓練施設	12	12	12	12	盲人ホーム	23	19	21	17
点字図書館	74	74	74	74	無料低額診療施設	512	509
点字出版施設	11	11	11	11	隣保館	1 107	1 085	1 065	1 049
聴覚障害者情報提供施設	40	40	40	40	へき地保健福祉館	54	45	40	34
婦人保護施設	48	47	48	47	へき地保育所	603	493	530	464
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	9 686	9 632	8 525	8 495
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	2 695	2 691	2 152	2 149

注:1) 施設数は、基本票の活動中又は休止中の施設数である。
 2) 基本票の集計施設数は、基本票の活動中の施設数である。
 3) 回収施設数は、詳細票の回収があった施設数である。
 4) 詳細票の集計施設数は、詳細票を回収した施設のうち活動中の施設数である。
 5) 幼保連携型認定こども園は保育所部分のみである。